

(目的)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7から第115条の9まで、第115条の17から第115条の19まで及び第115条の27から第115条の29まで並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、次条に規定する者に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第2条 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求における監査の対象となる者は、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）並びに指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）とする。

(監査方針)

第3条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、本市の条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを

主眼とする。

(監査対象となるサービス事業者等の選定基準)

第4条 監査は、次に掲げる情報から指定基準違反等の確認について必要と認められる場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会又は保険者からの通報情報

エ 介護給付適正化システムの分析により特異傾向を示すサービス事業者等

オ 介護サービス情報の報告の拒否等に係る情報

(2) 高知市介護保険施設等指導要綱（平成18年9月11日制定。以下「指導要綱」という。）に基づく実地指導

（以下「実地指導」という。）において確認した情報 法第23条又は平成18年旧介護保険法23条及び法第24条又は平成18年旧介護保険法第24条により指導を行った市町村及び都道府県が当該指導に係る事業者等において確認した指定基準違反等

(3) 実地指導又は他の市町村、都道府県若しくは厚生労働省の実地検査を正当な理由なく拒否した情報

(監査方法等)

第5条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、介護給付費請求書による書面調査を行い、又は保険給付を受けた要介護者及び要支援者等（以下「要介護者等」という。）に対して実地調査を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類

3 市長は、監査に当たっては、監査対象となるサービス事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

4 監査担当者は、監査終了後、監査調書を作成するものとする。

(監査結果の通知等)

第6条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、対象となったサービス事業者等に対して、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(高知県との連携等)

第7条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等に対し、次条第1項の規定による措置を行う場合には、事前に高知県知事に情報提供を行うものとする。

(行政上の措置)

第8条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に規定する勧告及び命令等、指定の取消し等、業務運営の勧告及び命令等並びに許可の取消し等の行政上の措置を採るものとする。

2 前項の規定による勧告は、指定基準違反等が確認されたサービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該基準等を遵守すべきことを勧告することにより行うものとする。この場合において、勧告を受けたサー

ビス事業者等は、市長の指定する期限内に、当該勧告に対して採った措置の内容を、文書により市長に報告するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けたサービス事業者等が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 第1項の規定による命令は、同項の規定による勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を採らなかった場合において、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることにより行うものとする。この場合において、命令を受けたサービス事業者等は、市長の指定する期限内に、当該命令に対して採った措置の内容を、文書により市長に報告するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による命令をした場合には、その旨を公示するものとする。
- 6 第1項の規定による指定の取消し等又は許可の取消し等は、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定又は許可を取り消し、又は期間を定めてその指定又は許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定等の取消し等」という。）をすることにより行うものとする。

（聴聞等）

第9条 市長は、前条の規定により命令又は指定等の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）をしようとするときは、当該取消処分等の予定者に対して行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、前段の規定は、適用しない。

（経済上の措置）

第10条 市長は、第8条第1項の規定による措置を行った場合であって、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関して不正又は不当な事実を認め、当該介護報酬の返還をさせる必要があると認めるときは、法第22条第3項の規定に基づき当該措置に係るサービス事業者等に対し、当該介護報酬の返還をさせるものとする。この場合において、当該措置が取消処分等であるときは、同項の規定に基づき当該返還金額に100分の40を乗じて得た額を併せて支払わせることができる。

- 2 市長は、返還の対象となった介護報酬について、要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、当該返還に係るサービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう指導するものとする。

（その他）

第11条 この要綱で定めるもののほか、サービス事業者等に対して行う監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等監査要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等監査要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日前に行われた予防給付に係る介護予防サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）の内容及び当該予防給付に係る費用の請求に関する監査については、なお従前の例による。